

複写機の賃貸借契約書（案）

島根県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「複写機仕様Ⅰ、Ⅱ」に基づき次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1） 件 名 複写機の賃貸借及び保守
- （2） 機 種 名 機種名及び機器構成表のとおり
- （3） 契 約 単 価 **モノクロ** 1 複写当たり 金 円（税別）
フルカラー 1 複写当たり 金 円（税別）
- （4） 契 約 台 数 1 台
- （5） 契 約 期 間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
- （6） 納 入 場 所 島根県なごや情報センター
- （7） 契 約 保 証 金

（請求及び支払）

第2条 乙は、毎月末日に甲の確認を受けて複写枚数を算出し、当該枚数に前条第3号に定める契約単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算して書面により、翌月初めに甲に請求するものとする。この場合において、その金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

2 乙は複写枚数の算出に際して、乙の責めに帰すべき原因による不良複写及び保守にあたって使用したテストコピーに相当するものとして、複写機ごとに1ヶ月の複写カウンター数のうち、モノクロについては2.0%、フルカラーについては3.0%の複写枚数を控除するものとする。なお、この控除する枚数に1枚未満の端数があるときは、その端数枚数を切り上げるものとする。

月間カラー複写枚数（枚数の算出に際して、業者の責めに帰すべき原因による不良複写及び保守にあたって使用したテストコピーに相当するものとして、複写機ごとに1箇月の複写カウンター数のうち3.0%の複写枚数を控除（当該控除枚数に1枚未満の端数があるときは切り上げる）した枚数）が1,000枚未満だったときは、1,000枚分の複写料金を支払う。

3 甲は、第1項の規定により、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

（履行遅滞）

第3条 甲は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に代金を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（消耗品の供給）

第4条 ドラム・現像剤については、複写品質維持のため乙が必要と認めたとき又は甲の通知に基づき、乙がこれを取り替えるものとする。

2 その他の消耗品については、乙の巡回等により予備手持量の不足や消耗品の交換時期を知ったとき又は甲の申し出により、乙は当該消耗品を供給するものとする。

(複写機及び消耗品の善管注意義務)

第5条 複写機及び消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2 甲は、複写機の状態を変更するような行為及び消耗品を他に流用してはならない。

(危険負担)

第6条 甲に引渡し前に生じた複写機及び消耗品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(担保責任)

第7条 甲は、複写機の引渡し及び消耗品の供給を受けた後に、当該複写機及び消耗品に隠れたかきを発見した場合は、乙の負担において、これを代品と取り替えさせることができる。

(契約内容の変更等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約単価を変更するときは、甲乙協議して定める。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第9条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規程による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

(協議解除)

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込がないと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由によらないでこの契約条項に違反したとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

(損害賠償)

第12条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第11条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、動産総合保険で填補された損害に対しては前項の規定に拘わらず、乙は甲に請求しないものとする。

(違約金)

第13条 甲は、第11条の規定により、この契約を解除したときは、次項に定める式に

より算出する金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。

2 前項において定める違約金の算出に用いる計算式は、次のとおりとする。

第 1 条第 3 号の契約単価×使用予定枚数×解除に係る契約台数×残りの契約月数
ただし、第 1 条第 3 号においてモノクロ及びフルカラーの契約単価を定めた場合は、上記計算式によりそれぞれ算出した金額の合計金額とする。

3 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第 14 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(複写機及び消耗品の返還)

第 15 条 この契約が終了し、又は解除になった場合は、甲は複写機及び消耗品を速やかに乙に返還しなければならない。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(契約の費用)

第 17 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市北区西天満 3-13-18 島根ビル 2 階
島根県
島根県大阪事務所長 河野 敏範

乙

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 乙はこの契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適當と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。